

令和3年11月 本荘3丁目

『自分の過去は変えられないか…??』

私の昔の経験です。税理士受験もいよいよ最後の一科目になった昭和55年、確定申告が終わった3月中旬から、8月の試験日を目指して受験勉強を始めました。そして目標としていた学習時間をクリアし、ほぼ万全の態勢で当日を迎えました。

その年の試験会場は私の自宅から割と近くにある高校でした。私の受験科目は午後一番の開始、という大雑把な記憶で12時半少し過ぎに会場の高校に到着。ところが校門をくぐった途端、異様な雰囲気にも包まれました。静まり返っていたのです。場所を間違えたのか？一瞬血の気が引きました。少し進むと一人の男性が目にとまりましたので「ここは今日、税理士の試験会場ではありませんか？」と尋ねたところ「そうですよ。12時半から午後の試験が始まっています。」その途端、目の前が真っ暗になりました…。私は午後一番を午後1時からと勝手に解釈していたのです。更に「遅刻者は受験できません」という一言。その日は家人に顔を合わせる勇気がなく、熊本城の二ノ丸広場で、悔しさと情けなさの混じった涙にまみれて一夜を過ごしました。

しかしこの悔しさをバネに翌年は万全の準備と当日は一時間前に到着して受験に臨み、その結果合格することができました。この出来事のお蔭で、自分にとって最悪な出来事もその後の対応次第で“有難い！！”と思える経験に変えることができる。という信念が変わりました。また40年以上経った今でも約束の時刻に関しては15分前到着がすっかり習慣になっています。私にとっては貴重な失敗の思い出です。

いよいよ寒くなって参ります。皆様のご健勝と、事業のご繁栄を祈念申し上げます。

今月の一首 『孫娘 ふるさと帰りのお土産は ご先祖様への 博多せんべい』



令和3年12月吉日 所長 隈部幸一

Customers introduction

社会福祉法人濱友会 はまゆうかい ひまわりの里 様

住所：熊本県玉名郡長洲町清源寺 3246

TEL：0968-78-0589

今回ご紹介するのは、玉名郡長洲町にある「社会福祉法人濱友会 ひまわりの里」様です。

ハンディキャップを持つ方々が伸び伸びと働けて、働くことに喜びを感じることができる環境や体験を提供する活動をされています。

事業所名でもある「ひまわりの里」には

- ① 日々の活動、就労 ② まじめにコツコツ頑張る ③ 和の心で輪を広げ ④ 理想は地域の仲間入り
- ⑤ ノーマル社会の実現を ⑥ 里は応援いたします

といった思いが込められています。

さまざまな活動のひとつに「いきなり団子」の製造・販売があります。

出来たての団子は、塩味と甘味のバランスがとてもよく、つい一人で何個も食べてしまいます。

クロジカのスタッフにも大好評です。

近くにお越しの際は是非お立ち寄りいただき、絶品のいきなり団子を召し上がってください。

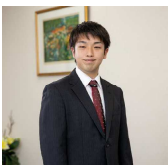


井嶋健士



Coffee Break

4年に1度のサッカーワールドカップ



古閑迫翼

4年に1度のサッカーワールドカップが来年開催と間近に迫ってきています。現在は出場国を争う地域別の最終予選の真ただ中で、日本はアジア予選のBグループに入っています。

最終予選は、ホーム・アンド・アウェイで6チームのうち上位2チームが本大会に出場、3位のチームは他のグループのチームと戦い、勝てば本大会出場となります。

今回はアウェイの試合がテレビでの中継がなく、スポーツ専門動画配信サービスのDAZNで配信されていると知り、すぐに契約してアウェイ戦も全て見えています。

出だしこそ悪かったのですが、現在は盛り返して2位に付いています。残り4試合となりましたがこのまま順調に勝ち、ワールドカップ出場できるようテレビの前から応援しようと思います。



NEW Kizuna's Info

一時払い終身保険を使った相続税対策とは？！

一時払い終身保険とは、「最初に一括して保険料を支払うことにより、一生涯保障してくれる生命保険」のことをいいます。

生命保険の受取保険金も相続税の対象ですが、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠が設けられています。

例えば、法定相続人が3人（A、B、C）の場合、3人合計で1,500万円が非課税になりますが、生命保険金をAさん 900万、Bさん 700万、Cさん 400万を受け取った場合のそれぞれの生命保険の相続税評価額は以下のようになります。

$$A \quad 900 \text{ 万} - 1,500 \text{ 万} \times 900 \text{ 万} / 2,000 \text{ 万} = 225 \text{ 万}$$

$$B \quad 700 \text{ 万} - 1,500 \text{ 万} \times 700 \text{ 万} / 2,000 \text{ 万} = 175 \text{ 万}$$

$$C \quad 400 \text{ 万} - 1,500 \text{ 万} \times 400 \text{ 万} / 2,000 \text{ 万} = 100 \text{ 万}$$

この保険は、節税の他に財産を遺したい人に渡せる効果があります。注意点もございますので、ご興味のある方は、担当者へご相談ください。